

○司法警察職員捜査書類簡易書式例別表に定める検事正の指示により対象事件とするもの及び検事正の指示する条例について（通達）

平成30年5月30日

熊刑企第414号

先般、「「司法警察職員捜査書類簡易書式例」の全部改正について（指示）」（平成30年4月4日付け最高検企第106号）により「司法警察職員捜査書類簡易書式例」の全部が改正され、本年6月1日から施行されることとなった。これに伴い、熊本地方検察庁検事正から、司法警察職員捜査書類簡易書式例別表1の「検事正の指示により対象事件とするもの」及び別表2の「検事正の指示する条例」が下記のとおり指示され、本年6月1日から実施されることとなったので、事務処理上誤りのないようにされたい。

なお、「司法警察職員捜査書類簡易書式例別表(2)の5に定める検事正の指示する条例について（通達）」（昭和39年7月28日付け熊搜一第2498号）は、廃止する。

1 別表1の「検事正の指示により対象事件とするもの」

非侵入窃盗その他のうち次に該当する事件

- (1) 庭内の植木、盆栽、庭石、石灯籠等を窃取するもの
- (2) 田畠又は山林の農作物等を窃取するもの
- (3) 屋外に置いてある段ボール、空き瓶等を窃取するもの
- (4) 道路、公園、電車・バス内、駅構内、商業施設等不特定多数の者が往来自由な場所に置いてある又は設置してある物を窃取するもの

2 別表2の「検事正の指示する条例」

熊本県迷惑行為等防止条例（昭和39年熊本県条例第58号）

※ 別表（略）